生物遺伝資源提供同意書

東北大学加齢医学研究所医用細胞資源センター(以下『医用細胞資源センター』という)と

| (以下「利用者」という。) は、医用細胞資源センターが利用者にリソース(細胞名)_ | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
| (医用細胞資源センター固有記号(TKG番号) No. | | | | | | | | | |

として特定されるものであり、また由来する産物を含むものとする。以下「本件リソース」という。) を提供するにあたり、次の事項に同意する。

- 1. 医用細胞資源センターは、我が国におけるライフサイエンスの分野における研究開発及びその実用化の発展のため、生物遺伝資源(バイオリソース)を提供する。東北大学加齢医学研究所付属医用細胞資源センターにおける細胞提供に係る内規第6条(経費の負担)別表で定めるとおり、提供に係る手数料を負担するものとする。
- 2. ①利用者は、本件リソースを、次の課題に利用する。

| 課題名: | |
|------|--|
| | |

②利用者が、本件リソースを上記と大幅に異なる課題に利用するときは、事前に医用細胞資源センターに連絡する。

- 3. 利用者は、本件リソースを、ヒト(治療、診断、飲食物、その他)に直接使用してはならない。
- 4. 利用者は、本件リソースに制限 b または制限 c の条件が付けられている場合、提供承諾書に記載された条件を遵守する。利用者は「提供承諾書」により事前に樹立者または寄託者の承諾を得なければならない。
- 5. 利用者は、本件リソースを利用した研究結果等を発表する際(特許取得を含む)は、医用細胞資源センターから提供されたことを明示する。また、その発表の写しを医用細胞資源センターへ送付する。医用細胞資源センターは、事業の成果としてそれを公表することができる。
- 6. 利用者は、提供にあたって発生する経費を負担することを原則とする。
- 7. 本件リソースは、利用者と2項①記載の課題に携わる共同研究者が同一の課題の範囲内で利用することができる。ただし、利用者は本件リソースを第三者へ転売又は譲渡し、あるいは、上記以外の第三者に利用させることはできない。ここでいう「譲渡」とは知的所有権、実施権等の全ての権利の移動あるいは移転ないし引き渡しを含む。
- 8. 医用細胞資源センターは、本件リソース並びに本件リソースを利用する権利のみを利用者へ提供する。本件リソースに付帯している知的財産権、実施権等の権利は明示の如何を問わず、利用者へ一切移転されない。
- 9. 本同意書は、本件リソースに関する商業的ライセンスを含むその他の実施権等を利用者へ与えるものではない。
- 10. 利用者は、本件リソースの使用が第三者の知的所有権やその他の権利を侵害していた場合、利用

者の責任によって対応する。ただし、医用細胞資源センターの故意又は重大な過失により生じた 紛争についてはこの限りではない。

- 11. 利用者は、本件リソースが、欠点、危険な特性、不具合等を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、本件リソースの利用によって損失が生じた場合は、利用者自らの責任で処理する。医用細胞資源センター及び寄託者は、本件リソースの特性及び特定目的に対する適合性及び本件リソースの利用過程における潜在的な第三者の特許権、著作権、商標権、もしくはその他の権利侵害等について一切保証しない。
- 12. 利用者は、本同意書の研究課題の実施における本件リソースの利用、保存、処分等について生じるいかなる損害及び第三者からの損害賠償等の請求等について、全ての責任を負い、医用細胞資源センターは一切の責任を負わない。利用者は研究課題の実施及びその結果に関わる法的責任について医用細胞資源センターとその全ての職員及び寄託者の法的責任を免除することを保証する。ただし、医用細胞資源センターの故意又は重大な過失により生じた紛争についてはこの限りではない。
- 13. 本件リソースは、関連する日本の法令及びガイドライン「遺伝子組替え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準)等によって認められる範囲内の研究環境、実験条件、あるいは、国の法令等によって認められる範囲内で取り扱わなければならない。なお、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、当該法令に従って利用者がその手続きをしなければならない。
- 14. 本件リソースの提供における輸送段階での事故の処理については、速やかに双方で別途協議し処理する。
- 15. 利用者が本同意書に違反したとき、医用細胞資源センターは、以後、利用者による本件リソース 及び医用細胞資源センターの他のリソース利用を停止することができる。
- 16. 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

以上により 同意書2通を作成し、医用細胞資源センター、利用者それぞれ1通を所持する。

年 月 日

| 医用細胞資源センター | | | | | 利用者 | | |
|------------|----------------|---------------|----|----|-----|----------|---|
| 機 | 関 | 名:東北大学加齢医学研究所 | | | | 機関名・会社名: | |
| | 附属医用細胞資源センター | | | | ター | 住 所: | |
| 住 | 所:仙台市青葉区星陵町4-1 | | | | - 1 | 担当者: | 印 |
| 機 | 関 | 長:所長 | 田中 | 耕三 | 印 | 研究責任者: | 印 |
| | | | | | | | |

機関長:

印